

平成27年度
第3回札幌市空き家対策検討委員会 議事概要

(1) 日 時	平成28年3月11日(金)午後2時～3時半
(2) 場 所	札幌市役所本庁舎 地下1階 1号会議室
(3) 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 特定空家等の状況について</p> <p>(2) 危険空家等除却補助制度の実施結果と次年度の予定について</p> <p>(3) 「北海道空き家等対策に関する取組方針」について</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 札幌市空き家等対策計画(案)について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
(4) 出席者	<p>池田 吉和 東区 北都町内会 副会長</p> <p>祖母井里重子 廣岡・祖母井法律事務所 弁護士</p> <p>森 傑 (委員長) 北海道大学大学院工学研究院 建築都市空間デザイン部門 教授</p> <p>山本 明恵 特定非営利活動法人 さっぽろ住まいのプラットフォーム 理事長</p> <p>※細井委員は所用により欠席。</p>
(5) 議事概要	<p>1. 開 会</p> <p>2. 確認事項及び報告事項</p> <p>(1) 特定空家等の状況について</p> <p>(事務局) 2月末時点で札幌市に相談や通報が寄せられた空家等の数は322件、そのうち、特定空家等と認められたものは172件である。</p> <p>(事務局) (2) 危険空家等除却補助制度の実施結果と次年度の予定について</p> <p>(事務局) ※資料1を用いて説明</p> <p>(森委員長) 今年度は地域連携型に1件の仮申請があったものの、町内会で全会一致の賛同が得られなかったことが一つの理由となり、実現に至らなかったとのことだった。地域ごとの事情があらうと思うので、全会一致の賛同が得られなかった理由を、可能な範囲で説明願いたい。</p> <p>(事務局) 地域連携型補助の申請があった空き家が立地する地区は、周囲に空き地が比較的多い地区であった。そのため町内会が跡地を管理してまでこの空き家の跡地を活用するのは難しいとの意見が出たとのことだった。</p> <p>(森委員長) 地域連携型補助を考えるうえで、地域性は今後検討していく課題になるであろう。高密度の市街地では、今まで地域のコミュニティー活動を行う場所がなかったため、空き家の跡地を活用したいと考えるだろうが、郊外ではそうはならないことも考えられる。高密度の市街地と郊外では、跡地の活用方法が異なるため、町内会など地域の土地を利用する方法に応じた補助の仕方が</p>

	あるのではないか。これは今後状況を見ながら検討していただきたい。
(事務局)	<p>(3) 「北海道空き家等対策に関する取組方針」について</p> <p>※資料2を用いて「北海道空き家等対策に関する取組方針」と「北海道空家情報バンクの概要」について説明。</p> <p>○取組み方針は、広域自治体である北海道の取組みについてまとめたものであるため、市町村への支援が大きな柱となっている。</p> <p>○大きな特徴として、広域自治体という役割を踏まえ全道規模の取組みを掲げており、具体的な取組みとして北海道空家情報バンクの運用が挙げられる。</p> <p>○北海道空家情報バンクは、道内全域を対象として売却や賃貸の意向のある空き家を募り、移住希望者などが求める仕事や暮らしの情報と一緒に発信することで、空き家を探している人にとって利便性が向上することを見込んでいる。</p> <p>○北海道空家情報バンクは、現在、試験運用期間中であり、4月から正式に運用開始する予定。札幌市空家等対策計画においても、この空き家情報バンクの登録案内周知を流通活用の促進の対策の一つとしており、北海道と情報共有しながら周知を図る。</p>
(山本委員)	空き家バンクの概要図中の管理者の主体はどのような団体なのか。
(事務局)	現在北海道は、不動産事業者団体と連携協定を結んでおり、可能であれば、その団体や関連団体が管理者になってもらいたいと考えているのではないかと。
	<p>3 議事</p> <p>(1) 札幌市空家等対策計画(案)について</p>
(事務局)	※資料3、資料5、資料6を用いて説明。
(森委員長)	札幌市空家等対策計画はどのような形で市民の目に触れることになるか。
(事務局)	冊子を区役所や本庁舎に配架し、ホームページでも公開する。また冊子内に、本編を4ページ分にまとめた概要版を掲載し、これで内容がおおむね理解できるようにしたいと考えている。
(森委員長)	空き家の問題が自分にも関係がある問題と考えておらず、空き家の問題に関心を持たない多くの方のために、札幌市が策定した計画などを分かりやすく説明したパンフレットなどを地区センターやまちづくりセンターなどに置くなど、関心がない方にも目に触れるような工夫があればいいのではないかと。
(池田委員)	委員会の意見を具体的かつ詳細に盛り込んでいただいたことに感謝する。今後、空き家への電気等の供給停止について金融機関とも連携できれば、より効果的かと思う。
(森委員長)	法律が施行された後、各市町村で空き家対策の指導などを実施していると思われるが、札幌市が定めた特定空家等の認定基準などについて、道内外の市町村と比較して何らかの違いがあるのか。
(事務局)	札幌市の特定空家等の認定基準は、法施行前から本委員会にご意見をいただきながら策定したこともあり、ここまで基準をまとめた市町村はあまりない。また、法律施行後も、特定空家等と判定した事例のある市町村もあまり多くないのではないかと。

	<p>一方で、法に基づく措置については、行政代執行を行った自治体もあり、取り組みとしては非常に両極端となっている。</p>
(祖母井委員)	<p>様々な媒体を通じて広報、啓発をされていると思うが、警察が近年、オレオレ詐欺対策で、特に高齢者世帯を徹底して巡回していると聞いている。警察への周知や連携が効果的なのではないか。</p>
(事務局)	<p>札幌市の認定基準の中には防犯に関する観点があるため、道警に対して札幌市の空き家対策について説明し、連携体制を整えている。</p>
(山本委員)	<p>町内会によってはパトロールを定期的に積極的に行い、空き家の状況や、所有者が今どうしているかなどの情報を積極的に集めている。町内会は集会も多く、非常に身近な情報源になるため、どの町内会でも同様の体制ができれば空き家問題の解消につながるのではないかと。</p>
(森委員長)	<p>町内会がどれだけ機能しているのかは地区によって差異がある。これからの空き家対策を考えるうえで、町内会があまり機能していない地域もあり得るので、どのように地域と情報交換していくのかは、重要な課題になる。</p>
(山本委員)	<p>町内会とまちづくりセンターが協力しながら様々な事業をやっているところもある。区役所より身近な組織であるまちづくりセンターを地域に対する情報の発信にもっと活用してはどうか。</p>
(事務局)	<p>補助等についても、区を通じて町内会からの問い合わせや相談が増えている。今後、町内会向けの広報の方法と、個人に対する広報の方法について、どのような方法が効果的かを考えながら進めたい。</p>
(池田委員)	<p>町内会の活動についてだが、町内会で「見守り」という言葉をキーワードにして、空き家について対応しようとしたら、私どもの町内会ではうまくいかなかった。そこで「おせっかい」ということで、空き家について動き始めたら高齢の方も話を聞いてくれるようになり、活動も理解されるようになった。(福祉的な)「見守り」というキーワードが札幌市の考え方の中にはあるかもしれないが、空き家については、まちづくりセンターに行けばどこに相談したらいいのかわかるかと、空き家にしてしまうような高齢の方や病気の方、留守にしている方などは相談しやすいのではないかと強く感じる。</p>
(森委員長)	<p>本日を含め、出された意見等を参考に、最終的な空家等対策計画を完成させていただきたいが、今後の調整などについては、私にお任せいただきたいが、よろしいか。</p> <p>(「異議なし」と発言する者あり)</p>
(事務局)	<p>4. その他</p> <p>この検討委員会については、これまで2年間、7回にわたって開催した。昨年度は主に認定基準や補助制度についてご意見をいただき、今年度は計画についてご意見をいただいた。計画についても、策定の目途が立ったので、3月末に公表できるよう調整したい。</p> <p>各委員の任期は平成28年7月までではあるが、検討委員会での検討テーマについて今回で一区切りがついたので、今回で一旦終了と考えている。今後、委員会は、常設としては設置せず、計画の改定や必要が生じた場合に改めて立ち上げたいと考えている。委員の皆様については、2年間にわたって貴重なご意見をいただき、大変感謝している。</p>

(森委員長)	<p>委員の皆様に対しては、私からも感謝申し上げます。本委員会では、特定空家等の認定基準の策定から、空家等対策計画の策定まで、有意義な議論が行われたと考えている。しかし、札幌市も今後人口が減少し、想定していないような事態や空き家の数、あるいは地域の格差が生じる可能性が大いにあり、計画の改定なり再検討の必要性が高まることが想定される。委員の皆様はもちろん、多くの市民の方に、空き家対策について関心を持っていただきたい。</p> <p>5. 閉 会</p>
--------	---